

「ハウスクリーニング業」が 技能検定職種に追加される

平成22年12月17日「ハウスクリーニング」が職業能力開発促進法の一部改正を受けて、国家検定の職種に追加されました。現在当協会が進めている技能検定指定試験

機関の指定に向けて、大きな前進となり、会員の皆さまの業務に貢献できますよう今後も一層の努力をいたします。

下記に政令を一部抜粋いたしました。

政 令

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング
ピアノ調律」に改め、
「ファインセラミックス製品製造」及び「漆器製造」を削り、「ビルクリーニング」を
「ビルクリーニング
ハウスクリーニング」に改める。

別表第二中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング
ピアノ調律」に、「ビル
クリーニング」を「ビルクリーニング
ハウスクリーニング」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

平成22年12月17日(金) 公示の官報より